

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)
の翌日

目 次

◇ 告 示 土地改良法による換地計画の決定(二件)

保安林の指定予定

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了(四件)

告 示

鳥取県告示第千八百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五

の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千八百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、加勢蛇川地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二日から三十四日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千八百八十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字汐川前、大字江北字汐川前（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字三徳、字成谷（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに北条町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度(ヘクタール)		単位区域名	
市郡名	町村名	大字名	字名				
八頭	河原・郡家を除く	八頭	河原・郡家を除く	三・一七・一・六八	八頭地区		
八頭	若桜	八頭	若桜	九・八八	八頭地区		
八頭	八東	八頭	八東	〇・一〇	八頭地区		
八頭	智頭	八頭	智頭	一・一八	八頭地区		
八頭	船岡	八頭	船岡	〇・八八	八頭地区		
八頭	用瀬	八頭	用瀬	七・三〇	八頭地区		
八頭	佐治	八頭	佐治	〇・四〇	八頭地区		
八頭	船岡	八頭	船岡	〇・三八	八頭地区		
八頭	喜才谷山	八頭	喜才谷山	〇・四六	八頭地区		
八頭	明見谷東	八頭	明見谷東	〇・九二	八頭地区		
八頭	平池ノ内下	八頭	平池ノ内下	一・六〇	八頭地区		
八頭	水口	八頭	水口		八頭地区		
八頭	赤波	八頭	赤波		八頭地区		
八頭	鳥取	八頭	鳥取		八頭地区		
八頭	岩美	八頭	岩美		八頭地区		
八頭	気高	八頭	気高		八頭地区		
八頭	八頭	八頭	八頭		八頭地区		
八頭	河原	八頭	河原		八頭地区		
八頭	家原	八頭	家原		八頭地区		
八頭	土砂流出防備保安林	八頭	土砂流出防備保安林		八頭地区		

〇・三七	〇・〇八	一・三〇	〇・〇四	〇・〇六	一・七六	〇・三〇	一・四九	一・七五	四三・二〇	三八・二三	二九・一四	一・四三	〇・五一	一・三三	四・二二	九・五五	六四・五二	一・七六	六七・七〇	〇・三〇
杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	三朝	東郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高野	長谷	青谷	鹿野	気高	鳥取	福部

鳥取市吉成七七九番地四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第千九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年七月十七日 鳥取県指令受都計第二百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市長谷字下モ土手下タ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市滝山四二二一六

片山喜代一

鳥取県告示第千九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年九月十八日 鳥取県指令受米土維第八百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一二

株式会社西米商事

代表取締役 富長野武男

鳥取県告示第千九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月十八日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市山根字早見田及び字上鴨田
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五五七番一

倉吉シヨツピングセンター株式会社

代表取締役 鵜沼 力

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】